

令和3年 第7回 定例教育委員会 議事録

1 開催日時 令和3年5月25日（火）午後1時00分～午後3時12分

2 開催場所 豊見城市役所 5階 多目的室

3 出席者

[委 員]

教育長 教育委員4名

[事務局]

教育部長 教育総務課長 学校教育課長 学校施設課長 生涯学習振興課長 文化課長 学校教育課参事 教育総務課総務班長

4 欠席者 なし

5 傍聴人 13人

6 教育長の報告の要旨 別添教育長業務報告

7 議題及び議事の大要 次のとおり

8 議決事項

- ・工事請負契約の変更契約の締結について（豊見城中学校特別教室棟機械設備工事）
- ・豊見城市社会教育委員の委嘱について
- ・豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について
- ・専決処分の報告について
- ・令和3年6月1日付け教育委員会職員の人事異動について
- ・豊見城市立与根体育施設の管理費について（継続審議）

9 教育長又は会議において必要と認める事項

第7回定例教育委員会 議事録

教育長	<p>これより第7回定例教育委員会を開催します。</p> <p>それでは、日程第1の会議録署名委員の指名ですが、本日の会議録署名委員に下條委員を指名します。よろしくお願ひいたします。</p> <p>日程第2 会期日程ですが、1日としたいと思いますがよろしいでしょうか。</p>
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	<p>それでは会期日程を1日とします。</p> <p>次に本日の議題ですが、お手元に配付しております議事日程に沿って進めてまいります。</p> <p>続きまして日程第3に入ります。教育長の業務報告であります。教育長の業務報告というのがあります。</p> <p>4月28日、島尻地区中学校体育連盟会長及び理事長の訪問がありました。中体連につきましては、予定どおり実施したいという内容の説明がありました。</p> <p>5月6日、文化課によります美ら島おきなわ文化祭2022についての説明を受けております。</p> <p>5月7日、豊見城市立与根体育施設の設置及び管理に関する条例廃止案に関する調査特別委員会がありまして、その中で参加をしております。</p> <p>5月11日、教職員評価システム校長面談（小学校8人）が行われております。</p> <p>5月12日には、中学校長の3人を行いました。併せて12日には、同じく沖縄文化祭2022についての説明を受けております。</p> <p>5月17日、市議会議員（豊見城市立与根体育施設について）、要請を受けております。議長、副議長、与野党の会派長5人を含む議員の皆さんから要請を受けました。一日も早い体育施設の管理ができるような形での要請でした。</p> <p>5月21日、市体育協会四役会、市体育協会理事会、市体育協会総会が行われております。</p> <p>5月24日の美ら島おきなわ文化祭については、中止となっております。</p> <p>以上が私の業務報告となります。</p> <p>続きまして日程第4 議案第19号 工事請負契約の変更契約の締結について（豊見城中学校特別教室棟機械設備工事）であります。</p>

	事務局より説明をお願いします。
学校施設課長	<p>学校施設課長です。よろしくお願ひします。それでは議案第19号として、豊見城中学校特別教室棟機械設備工事の工事請負契約変更がありますので、この提案を行っております。内容について説明させていただきます。お手元の資料をご覧ください。まず初めに今回議案として上げた理由といたしまして、1ページの提案理由に明記しておりますが、議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条において、予定価格が1億5,000万円以上の工事請負契約については、議会の議決を経る必要があるとされております。また議会の議決を経た契約のうち、契約金額の5%以上あるいは1,000万円以上の契約額の変更を行う際においても、議会の議決を経ることとなります。それから本市教育委員会の権限に属する事務の一部委任に関する規則においては、事務の一部は教育長に委任されておりますが、議会の議決を経るべき事件の議案については事務の委任事項から除かれておりまして、教育委員会へ預かるものとなっております。</p> <p>それを踏まえまして2ページ目のとおり6月に開会されます議会に対して議案の提出を行っております。本工事の変更に伴う契約金額は1億8,477万8,000円、変更による増額といたしまして1,386万円、請負業者は有限会社与儀工業と株式会社三星建設、特定建設工事共同企業体となっております。今回の変更契約は、第3回目の変更契約となっております。これまでの変更経緯を簡潔に申し上げますと、まず令和元年9月に1億6,500万円で工事の請負契約を議会に諮り工事の開始を行いました。その後、令和3年1月に工事の増額変更があり591万8,000円として第1回の変更契約。それから令和3年3月に工事期間の延長に伴う第2回の工事変更を交わしております。</p> <p>今回、第3回変更に係る工事内容、変更の理由書については3ページをご覧ください。この中でまず衛生設備工事として約500万円の増額となっておりますが、変更理由欄に明記しております便器の仕様変更といたしまして、和式から洋式便器へ変更すること以外に、金額的に大きいものとしましては、当初今回の建物完成後に予定しておりました工事の一部については、今回の工事において行うことが効率が良いと判断した結果、機械の設備機器の設置について追加して工事を行うことになっております。また空調設備工事につきましては、約300万円の増額となっております。これは移設する予定であったクーラーのうち3台を新設のクーラーへ変更するた</p>

	<p>めのものとなっております。そのほかの工事といたしまして約600万円となっておりますのは、現場を運営するための費用等に関するものとなっております。今回の工事につきましては、基本的に当初の設計に基づいた内容で工事のほうを進めていくものになりますが、工事の進捗に伴った数量ですとか、あと学校側との調整による変更がどうしても発生する場合がございます。そういうものについて今回の変更内容となっております。こういうものについては決して贅沢による工事の増額変更ではないということになりますので、それについてはご理解いただきたいと考えております。</p> <p>最後に4ページのほうに、今回の工事の位置図を示しております。用紙を横置きにしていただいて、赤枠で囲われた部分が現在工事を行っています特別教室棟になります。この赤枠の左側が、現在使用している普通教室棟、その下側が体育館となっております。また赤枠の上の部分に朱書きで既設校舎と記入しておりますが、この部分は今年度建物を解体して後、この場所にグラウンドの整備を行っていく予定となっております。説明につきましては以上となります。ご審議のほどお願いします。</p>
教育長	課長、和式便器から洋式便器の変更、台数……、僕の記憶というか、各フロア1基が和式だったと記憶しているんだが、全部ではないよね。この説明をしておかないと誤解を生むので。
学校施設課長	全部ではないです。すみません。もともと特別教室棟に各フロア男女トイレがございまして、大便器が5か所ずつ設置されております。そのうちの男女ともに1台ずつは和式便器を設置する予定でしたが、それを学校側との調整で今後洋式に変えてほしいということで、各フロア1台ずつ合計、2階、3階、4階ですので3フロア分が変更ということになっております。
教育長	ただいま議案第19号 工事請負契約の変更契約についての説明がありました。質問がありましたら、どうぞ委員の皆さん、挙手でお願いします。確認等でも構わないので、遠慮なくどうぞ。
大城委員	予算に関しては細かいこと等はないんですけども、トイレ和式から洋式に変えたというのは、全部今は洋式なんですか、学校のトイレは。
学校施設課長	基本的に洋式がメインになっております。例えば各フロア1か所ずつは和式を置いたりとかという学校もありますが。それは学校によっては違いはありますけれども。
大城委員	和式を使っているんでしょうかね。和式を使いたい子どもたちも

	いるのかな。
学校施設課長	どうしてもやはり生徒の中には潔癖症というか、そういう子どもたちもいるということで、逆に全て洋式にしている学校もあるんですけども、和式を置いてほしいという声は実際にあります。
大城委員	子どもたちの話を聞くと、洋式がいいという声が多いものだから。
学校施設課長	はい。どうしても今、生活の中では家庭でも洋式というところが多いので、今後基本的には洋式を使うというところが多いのかと思います。
大城委員	分かりました。
教育長	ほかにありませんか。進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは議案第19号 工事請負契約の変更契約の締結について、提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。 続きまして日程第5 同意案第14号から同意案第22号について、豊見城市社会教育委員の委嘱について、以上9件を一括して議題にします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習振興課長	説明いたします。同意案第14号から同意案第22号まで9件、関連しますので一括して説明申し上げます。 豊見城市社会教育委員の委嘱について。豊見城市社会教育委員に次の者を委嘱したいので、豊見城市社会教育委員に関する条例第3条により教育委員会の同意を求めるものでございます。提案理由は、豊見城市社会教育委員の任期満了に伴い、本案を提出するということになります。任期につきましては5月31日までになりますので、6月1日から2年間、令和5年5月31日までということになります。 まず同意案第14号でございますけれども、裏ページをお開きください。履歴書がございます。████████、一番下のほうに████████でございます。 次に同意案第15号、████████です。下のほうで、████████をしておりまして、現在も社会教育委員でありますので継続ということになります。 次に同意案第16号、████████。こちらのほうは経歴のほうにいろいろ████████というふうに書いていますが、現在は████████

	<p>[REDACTED]、いわゆる今までの[REDACTED]、名称が変わっていますので今は[REDACTED]ということです。その[REDACTED]でございます。</p> <p>次に同意案第17号、[REDACTED]。現在は[REDACTED]でございます。また[REDACTED]において役員も務めてございます。</p> <p>次に同意案第18号、[REDACTED]。[REDACTED]でございます。[REDACTED]に携わっていたり、[REDACTED]でもございます。専門的立場から意見を伺いたいと思っております。</p> <p>次に同意案第19号、[REDACTED]。ご存じのように[REDACTED]でございます。行政の経験からいろんな意見が聞ければと思っております。</p> <p>次に同意案第20号、[REDACTED]。[REDACTED]は、[REDACTED]も務めていらっしゃいます。</p> <p>次に同意案第21号、[REDACTED]。[REDACTED]については、いろいろ歴任されておりますが、[REDACTED]であったり[REDACTED]も務めておりました。また[REDACTED]も務められ、[REDACTED]も平成29年から継続されています。</p> <p>次に同意案第22号、[REDACTED]です。[REDACTED]でございます。継続でございます。</p> <p>以上、9件、9人です。新規が5人、継続が4人ということになります。以上、よろしくお願ひします。</p>
教育長	ただいま説明がありましたが、ご質問のある委員は挙手でお願いしたいと思います。
備瀬委員	委員の定数については10人以内とありますけれども、現在9人ですよね。10人以内なんですが、たしか前回も社会教育委員について、この場で審議し同意をした経緯があると思いますけれども、そのときも既に4名ぐらいいたんじゃないかと思いますが、私の記憶間違いでどうか。となると10人以上になっていないのかなという気がします。この辺どうなんでしょうか。
生涯学習振興課長	市の社会教育委員に関する条例というのがございまして、その第4条において、委員の定数は10人以内とし教育委員会が委嘱するとございます。今回、任期満了を迎えますので、改めて10人以内、9人ではございますが、それを提案したいと思っております。
備瀬委員	そうじゃなくてプラス……。

教育長	オーバーする事がないかどうかの確認をしているので。簡潔に。
備瀬委員	前回もたしか4人ぐらいそこで審議して同意したんじゃないかなと思う。それを加えると10名超えるんじゃない。
生涯学習振興課長	失礼しました。任期につきましては、前回残任期間ということになりますので、やはり5月いっぱいでその現在の任期が全て終わることになりますので、改めて今回の9名を提案したいと思っております。
教育長	ほかにありますか。大城委員、どうぞ。
大城委員	この履歴書を見ると、推薦されている皆さん、それぞれすばらしい方だと思うんですけれども、社会教育委員とまた次の図書館審議委員もダブっている人たちもいるみたいだから、できるだけ多くの人にこういう仕事をさせたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、この辺どうですか。ただ■さん方、前任者の2人はきついみたいなものがあると思うんだけれども、この辺も考慮して、できたら多くの人にこういう仕事をさせたほうがいいんじゃないかなという考えですけれども、どうでしょうか。
生涯学習振興課長	■につきましては、学校教育関係者という区分の中で委員のほうをお願いしているんですけども、■のほうに基本的にはお願いをしまして選出していただいているということでございます。
教育長	■なんですよ。
大城委員	それは分かります。自分もやってきてね。だけど重なるから、別にこの人でないといかんとかということではないと思うので、会長だったら、次は副会長あたりでもいいんじゃないかな。別にダブつたらまずいというわけでもないんだけれども。この役職は多くの人にさせたほうがいいんじゃないかなという、意見として。
生涯学習振興課長	ありがとうございます。意見として承り、また今後検討をどうできるかということでさせていただきたいと思います。
教育長	進めいいですか。同意案については、一人一人同意案番号を読み上げますので、一人一人賛成、反対含めてお願ひします。 同意案第14号、豊見城市社会教育委員の委嘱について、提案どおり決定してよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第15号、提案どおり豊見城市社会教育委員の委嘱について決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第16号 豊見城市社会教育委員の委嘱について提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第17号 豊見城市社会教育委員の委嘱について提案どおり決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第18号 豊見城市社会教育委員の委嘱について提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第19号 豊見城市社会教育委員の委嘱について提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第20号、提案どおり豊見城市社会教育委員の委嘱について同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第21号 豊見城市社会教育委員の委嘱について提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。
大城委員	その前にもう一度いいですか。
教育長	どうぞ。
大城委員	この■さん、平成24年から何年、平成29年からやっていますけれども、これは？
生涯学習振興課長	4年。
大城委員	4年、4期？
生涯学習振興課長	ごめんなさい。今度3期目になります。2期は務められて。
大城委員	ちょっとこういう3期、4期は長くないかなと思う。意見として。検討をお願いしたいと思います。以上です。
備瀬委員	確かに■さんは非常にすばらしい、適任だと思います。恐らく大城委員が言ったのは、やはり公的なものだから、いろんな多くの人のほうにその仕事というのを回すべきじゃないのかというの大城委員は言っているのかと思います。適任ではあるんですが、ほかにもまた大勢いるのかなって、であればということだと思います。私も公的なものは、いろんな方を充てたほうがいいのかなと思

	いますが、今回はこれでよしと思います。
大城委員	今後検討してほしいなと。人物が悪いとかそんなことではない。意見として。
教育長	それでは同意案第21号 豊見城市社会教育委員の委嘱について、提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	同意案第22号 豊見城市社会教育委員の委嘱について提案どおり同意したいと思いますが、よろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	続きまして日程第6 同意案第23号から同意案第29号について、豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱についてであります。以上7件を議題とします。事務局より説明をお願いします。
生涯学習振興課長	<p>同意案第23号から同意案第29号まで7件を、一括して説明申し上げます。</p> <p>まず同意案第23号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について。豊見城市公民館運営審議会委員に次の者を任命したいので、豊見城市立公民館の設置、管理及び職員に関する条例第4条により、教育委員会の同意を求めるものでございます。提案理由は、公民館運営審議会委員の任期満了に伴い、本案を提出するものでございます。</p> <p>まず同意案第23号につきましては、裏ページで履歴書を確認お願いします。 [REDACTED] 氏、[REDACTED] でございます。</p> <p>同意案第24号、[REDACTED] です。[REDACTED] とか、[REDACTED] [REDACTED] も歴任されております。</p> <p>[REDACTED] もされてございます。[REDACTED] につきましては、平成29年から審議委員を務められておりますので、継続ということになります。</p> <p>次に同意案第25号、[REDACTED]。いろいろボランティアの参加も含めて活動されております。現在は、[REDACTED] としては2期目でございます。去年から[REDACTED] [REDACTED] を務めております。</p> <p>次に同意案第26号、[REDACTED] 氏。[REDACTED] でございます。平成23年からは[REDACTED] でございます。1期は務めてございますので、今回2期目、継続ということになります。</p> <p>次に同意案第27号、[REDACTED] 氏です。先ほども説明しましたが、</p>

	<p>でございます。</p> <p>次に同意案第28号、[REDACTED] 氏。現在、[REDACTED]</p> <p>[REDACTED] でございます。公民館の隣に総合公園がございますが、そこを管理していますので、その観点からいろいろな意見をお伺いできればと思っております。</p> <p>次に同意案第29号、[REDACTED] 氏です。[REDACTED] です。今回の審議会委員としては平成29年からお願いしていますので、今回で3期目となります。以上、よろしくお願いします。</p>
教育長	ただいま同意案第23号から第29号までについて、豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明がありました。委員から質問がありましたら挙手でお願いしたいと思います。どうぞ、宮城委員。
宮城委員	今、履歴書のほうを説明していただきましたけれども、その履歴書の中に補足という形になるんですか、例えば最後の[REDACTED]さんのところで説明したいと思います。平成29年から審議委員を務めているので3期目になりますという説明があったんですが、これは経歴かその他の経歴か、どこかに1期、2期やったということの明記はする必要はないんでしょうか。それが幾つかありますよね、この審議委員のメンバーの履歴書の中に。そこを見ないと私たちは分からぬということで、ちょっと気になりました。
生涯学習振興課長	履歴書につきましては本人からいただいた履歴書で、そこを記入していないところもやはりございます。そうですね。その辺がまた次回を含めまして、統一できればと思っております。
宮城委員	必要なのかなど。
生涯学習振興課長	はい。ありがとうございます。
教育長	ほかに質問ありませんか。
大城委員	今の話ですけれども、別に何と言うのか、期限はないと思うので、やはり私としても何期目というのはあったほうが参考にしやすいなと思って。 それから別件で。[REDACTED]さん、この履歴書を見るとすごい経歴になるんですけども、この人はもともと仕事何をしていたの。
教育総務課長	[REDACTED]でした。
大城委員	[REDACTED]は、[REDACTED]とあるから、何の仕事をしているのかなどずっと関心があつたものだから。
教育総務課	[REDACTED]に。

長	
教育長	ほかにありますか。
下條委員	<p>すみません。この履歴書はご本人が記入されたものでしょうか。</p> <p>■さんに当たりますが、■さんのほうなんですけれども。学歴のほうなんですけれども、■って、このような高校はありませんので、ミスかなと思います。■になっておりますが、■■■■■であれば、漢字が違っているのではないかと思いました。■卒業って、これご自分でご記載されていますか。</p> <p>こういった■はございませんので。</p>
生涯学習振興課 長	はい、すみません。
教育長	<p>ほかにありますか。進めてよろしいですか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>それでは同意案第23号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第24号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第25号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第26号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり同意したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第27号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり同意したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第28号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり同意したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>
教育長	<p>同意案第29号 豊見城市公民館運営審議会委員の委嘱について、提案どおり同意したいと思いますがよろしいでしょうか。</p> <p>(「はい」と呼ぶ者あり)</p>

教育長	続いて日程第7 承認第6号 専決処分の報告についてであります。説明をお願いします。
文化課長	<p>文化課からです。よろしくお願ひします。承認第6号 専決処分の報告について。提案理由ですね、豊見城市教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則第4条の規定に基づき下記の事案に関し、臨時代理を行った。これを報告し、教育委員会の承認を求めるものでございます。専決処分を行った事案としては、車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解についてでございます。</p> <p>2ページ目は、先日開催されました臨時議会のほうへ報告を行った際のかがみとなっております。3ページ目のほうが、専決処分書となっております。車両事故に対する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和3年3月31日。事故の発生日時が令和3年1月20日水曜日、午後1時40分頃。事故の発生場所が那覇市牧志2丁目16-54。事故の概要としましては、那覇市のコインパーキングに入れた際、切り返しでバックしたときに車両の左前方車輪が相手方建物の角に当たり、建物の外壁タイルを破損した。外壁というか、土間のタイルですね、下側のほうです。それを修理して5万5,000円かかりましたので、損害賠償金として5万5,000円。和解の内容としては、豊見城市は相手方に損害賠償金として5万5,000円を支払い、相手方はその余の請求を放棄するものとなっております。以上です。</p>
教育長	承認第6号 専決処分について説明がありました。委員の皆様、質問がありましたら。進めてよろしいですか。
備瀬委員	初めて見ますけれども、こういう車両事故というのは年に何件ぐらいあるんでしょうか。例えば教育委員会だけで。
文化課長	教育委員会の中では、そんなにたくさんはないと思います。数件ぐらいですか。ただ役所全体としては十何件。あるいは30件ぐらい。
教育総務課長	私、教育委員会に来て5年目になりますが、今回初めてだと思ひます。それぐらいの頻度です今は。ただし市長部局はやはり人数が多いですので、全体では何件か、議会に報告しているようになっています。
教育長	進めてよろしいでしょうか。
	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは承認第6号 専決処分の報告について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。

	(「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	続いて追加日程、日程第8 同意案第30号 令和3年6月1日付け教育委員会職員の人事異動についてであります。事務局より説明をお願いします。
文化課長	文化課からです。教育委員会内部の人事異動の内示として2ページ目のほうをお願いいたします。まず文化課の内示のほうですね、文化課のほうへ転入としまして赤嶺太一、異動前が教育総務課の課長、異動後が文化課の参事、特命となっておりますが、美ら島おきなわ文化祭2022の業務に従事するということで異動になっております。それに関連しまして上のほうですね、教育総務課の赤嶺太一課長が異動しましたので、備考欄のほうを見まして、学校教育課の渡口貴盛が教育総務課の課長も兼務するという内示になっております。来年に美ら島おきなわ文化祭2022というのが沖縄で開催されますけれども、全国規模の大会としまして、過去に似たようなケースとして国民大会やインターハイ、スポレクなど、そういった全国規模の大会を開催してきていますけれども、開催前年度4月に係長の配置プラス臨時職員1名が入ってきて、開催年になって4月に準備室の設置で室長とか参事とかの課長級が入るという体制でこれまで取り組んできたようですが、当時の反省として、準備体制としての組織が脆弱であったため、十分な準備ができなかつたということと、開催年になって相当苦労してきたということが挙げられておりました。今年4月1日付で特命参事が配置されておりますが、これまでと同様、今のところ一人の配置となっておりまして、やはりスタートダッシュが肝心ということで、しっかりと十分な準備をするためにはマンパワーが必要だということで、全国規模の行事となると、また予想できない業務が発生してくることも想定されますので、過去の反省を踏まえて、できるだけ早く準備体制を強化したいということでの人事異動の内示となっております。以上です。
教育長	ただいまの提案につきまして、質問がありましたらどうぞ。
大城委員	課長、国民文化祭をもっと細かく説明できんかね。概要の説明。
文化課長	国民文化祭というのと全国障害者芸術文化祭というのがありますし、国民文化祭のほうが文科省の所管、全国障害者芸術文化祭のほうが厚生労働省の所管で、これが毎年都道府県持ち回りで開催されております。来年が復帰50周年ということで県のほうが立候補しまして、沖縄県で開催されることが決定されております。よく分かるので言えば、体育の国体ですね。そういうものの文化の祭典と

	いうものが沖縄で開催されます。その中で、市町村がやる事業は継続事業というのと独自事業というのがあります、継続事業は市町村と中央の文化団体等が共催して行う事業となります。そちらのほうのマッチング等は今から行うことになります。独自事業というのは、市町村が独自に開催する事業で、これまで市町村が実施してきた文化関係の事業を拡大、発展させて行う事業ということになります。開催期間については、来年の令和4年10月22日から11月27日の37日間。その間で各市町村いろんな文化の祭典が開催されるということになります。初日の開会式は県の主体で、コンベンションセンターで開催予定でして、開会式のほうは天皇・皇后両陛下がご臨席する地方行幸啓行事となっております。以上です。
教育長	ただいまの説明につきまして、委員の皆さん、質問がありましたらどうぞ。
大城委員	この国民文化祭、来年11月という話がありましたが、コロナは全く今のところ考えられていない？
文化課長	今のところ、これは毎年全国で開催されるんですが、去年は宮崎開催予定だったんですが、宮崎は去年コロナの影響で1年延期になっておりまして、今年の7月頃に開催予定になっております。今年もともと開催予定だった和歌山のほうが10月11月で開催されるということで、今年度は2か所で開催される予定になっております。来年が沖縄ということです。
大城委員	これも流動的？
文化課長	今のところは、コロナは落ち着いているという考え方で準備はしていくつもりです。
大城委員	ワクチンがうまく皆さんに伝われば、落ち着くだろうということを思っています。ワクチンもいつ来るのか。マチカンティーしているけれど、来ないけど。
備瀬委員	関連して。どれぐらいの人数が来県なさるんでしょうか。人数、県外の方の。もう実施要綱案というのはできているんでしょう？もう来年だから、本当はできていると思いますけれども。
文化課長	過去で言いますと、去年は宮崎が中止なんですが、一昨年2019年が新潟県で開催されておりまして、過去市町村いろんな大会あるんですけれども、全県で290万人の来場者、経済波及効果が130億円ぐらいというふうな数字が出ております。
備瀬委員	290万人が来年の10月に沖縄に来るということ？ 計画上。
文化課長	新潟県の場合がそういう数字となっております。

備瀬委員	大変なことになる。もうよっぽどワクチンで抑えておかないと。
大城委員	オリンピックとは重ならない？ この時期。もう終わってるのか。
宮城委員	すみません、期間をもう一度お願ひしていいですか。聞き逃しました。
文化課長	期間は令和4年10月22日から11月27日までの37日間。この期間全部ではなくて、例えば市町村で豊見城では何々をやりますよ、南風原では何々、この期間でやるということで、1つの事業としては大体2、3日ぐらいで終わるようなものだと思います。
備瀬委員	延べ人数ですよね。沖縄海洋博が350万人でしたかね。とにかく大変な数なので、コロナの関係もありますけれども、これはやらないといけないものですね。
文化課長	はい。これは沖縄県で開催されることが決定しております。
備瀬委員	事務局も大変でしょうけれども、成功に向けて頑張るしかないですよ。
教育長	ほかにありますか。どうぞ、下條委員。
下條委員	ちょっとよく分かっていなくて。この人事異動というのがこの6月1日とか、年度半ばというのは結構役所のほうはあるんですか。
教育長	私のほうから説明しましょうね。ほとんどないんですけども、定期的な人事異動が原則です。ただ今回の場合説明がありましたように、今1人、特命副参事が1人ついていて、なかなか業務が進まないということを私のほうに報告がありました。それを受けまして、早急な対応をする形でこの提案となっているということをご理解願いたいと思います。
大城委員	自分の興味からだけど、この参事は、赤嶺課長の場合は昇任ですか。
教育長	いえ、同格です。
大城委員	この特命だから決定権はないと思うんだけれども、参事の件ではちょっと昇任では……。
教育長	課長クラス、同じ同格です。
大城委員	昇任ではないんだ。
教育総務課長	同格になっております。課を統べているのが課長ということで、級としては6級、同じ課長クラスと同等職員になっておりまして、参事の定義的には特定の事項を処理させるということで置かれる職ということになっております。その上には部長職と同等とする参事監というのがいるんですけども、そういういた課を統括している

	わけではなくて、特定の事項をつかさどるというか、掌理をしていくという職として参事、もしくは参事監という職が職名上置かれていくことになっています。
大城委員	分かりました。大変忙しくなると思いますけれども。
教育長	進めてよろしいですか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	それでは同意案第30号 令和3年6月1日付け教育委員会職員の人事異動について、提案どおり決定したいと思いますがよろしいでしょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり)
教育長	ありがとうございます。どうします。休憩しますか、それとも続けますか。10分ほど休憩して、それからまた与根体育施設がありますので、よろしくお願ひします。 休憩します。
	休 憩 (13時45分) 再 開 (13時53分)
教育長	再開します。 日程第9、継続審議となっております議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費についてであります。事務局より説明をお願いします。
生涯学習振興課長	議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費について、こちらは継続審議の議案となっております。まず読み上げます。公の施設として存続している与根体育施設について、管理運営するための予算措置がされていないことから、1年間分の管理委託費を早急に令和3年度の既決予算から流用する方法等により要求することについて議決を求めるものでございます。提案理由は、豊見城市立与根体育施設の管理について、市長より教育委員会に諮る必要があるとの指摘があることから議決を求めるものでございます。これが本案を提出する理由でございます。下條委員は初めての議案だと思いますので、大まかに説明申し上げたいと思います。この議案書の次のページに大きなカラーの図面をつけています。そちらを見ていただくと場所が、今の友愛医療センター、市の西側にありますが、その隣の部分、この赤枠の部分で囲っているところに与根体育施設がございます。そこは現在はサッカー場として利用されています。次にその裏面で大きな図面になります。その図面から見ますと、左側の真ん中のはうにラインが横に入っていますが、これがフェンスに

なっています、それから上のほうが現況でサッカー場です。下のほうはもともとこれ以外に下のほうに保留地と書いている部分も含めて野球場がございましたが、そこは平成31年3月議会で一部が廃止されておりまして、現在は半分が保留地として売却をしまして、市の土地としては半分程度が残っており、それを含めまして体育施設ということになります。こちらの体育施設につきましては、市の地区計画がございまして、この一帯を区画整理をして良好な土地利用というふうな市の方針に基づいて、区画整理が行われるということになっております。それからしましても、我々は去年の3月市議会のほうに、今回の廃止の議案を出してございます。それから3月、6月、7月、9月、12月、そして今年の3月の市議会のほうで、それぞれ否決という結果になっておりまして、現在は条例はそのまま継続、存続されている状況でございます。さきの3月の市議会においては、廃止条例が否決されておりまして、直後に議員提案による条例の一部改正がありまして、それが可決されたことで、この一部改正というのが先ほどの図面から言いますと裏面になりますけれども、下のほうの野球場だった部分ですね。そこを全部加えますよということで、今現在は全て青枠で囲っている部分が体育施設となっております。その体育施設の廃止条例が否決となったことで、条例は存続しております。教育委員会としては、管理義務が発生しております。ただし3月31日までは予算化されていた管理費、こちらを管理する費用について新年度においては予算化がされておりません。担当課としましては、管理費を今年度の既決予算から流用する方法で予算化して、令和2年度と同じように外部に委託をしていきたいと考えていて、去る4月1日付で流用要求書の起案しております。財政課において保留状態となり、市長からは与根体育施設の今後の管理方針について、教育委員会で諮るようご指摘がございましたので、4月26日の臨時教育委員会の報告案件、そして4月28日の前回の定例教育委員会の今回の議案としたところでございます。4月28日の定例教育委員会の際にも申し上げましたけれども、与根体育施設の条例が存続しているので、これまでには外部に委託して管理しておりましたが、その管理費が予算化されおりませんので、生涯学習振興課の職員が直接現場に行って、貸出しの手続や夕方以降のナイター照明の点灯や消灯並びに休日を含めた対応、さらに除草清掃作業も職員が行っておりましたが、限られた人員で普段の業務を行いながら管理業務を継続することは職

員の負担が増大し、非常に困難な状況でございましたので、教育委員の皆さんの了解を得た上で、やむなく5月14日からは与根体育施設の利用の制限をしております。その利用制限により、実質上利用者にとっては利用しにくい状況になってございます。既に予約が入っていた利用団体の皆様には、大変ご迷惑をおかけすることになりましたが、1件1件ご理解を求めたところでございます。そういう中においても、担当課としては条例に基づいた適切な市民サービスの低下を招いておりますので、それを改善するために早急に管理費の1年間分の流用要求を行い予算化することで、これまで同様に外部へ委託していきたい。それによって利用制限を解除し、条例に基づいた適切な市民サービスを利用者の皆さんへ提供したいと考えております。そして今後、廃止条例が可決されるなど、与根体育施設の運営に変更が生じた際には、予算減額等の調整をしていきたいと考えております。今回の議案第18号 豊見城市立与根体育施設の管理費についてですが、公の施設として存続している与根体育施設について、管理運営するための予算措置がされていないことから、1年間分の管理委託費を早急に令和3年度の既決予算から流用する方法等により、要求することについて議決を求めるものでございます。

続きまして関連資料の説明をさせていただきます。次のページは、豊見城市サッカー協会の会長から4月28日に提出された与根体育施設についての環境整備についての考え方及び要望事項でございます。4ページ目、裏面につきましては与根体育施設予約状況の5月分でございます。先ほど利用制限につきまして説明しましたが、5月14日以降の利用団体へ利用制限をさせていますので、大変ご迷惑をおかけしているところでございます。

5ページ目は4月28日の定例教育委員会において、教育委員から要望のあった市長との意見交換について総合教育会議開催の求めがありましたので、教育長から市長へ、豊見城市総合教育会議の開催について求めた通知となっております。

次に開けていただきまして6ページ、7ページには実際に総合教育会議を市長へ開催要求した経緯を記載しております。4月28日の定例教育委員会終了後に、市長部局の担当課である総務課へ口頭で開催の調整をお願いしたところから、(3)ではゴールデンウィーク明けの5月6日付で正式に市長宛てに総合教育会議の開催についての文書を送付したところです。その後、5月10日、11日、13日、

14日、及び18日に総合教育会議の開催の有無及び開催の時期を求めておりますが、いずれも開催の有無も含めて調整中との回答であり、一向に開催のめども示されない異常事態だと考えております。

さらに別紙で本日配付した資料につきましてでございます。ホッキスで止められている部分です。与根体育施設をやむなく利用制限したことと先ほど説明しましたが、私たち担当課としましては利用団体はもとより市民の皆さんへ利用制限について説明、周知する必要がありますので、市のホームページへ周知するために説明文を作成し、ホームページ上へ掲載する担当課である秘書広報課へホームページ掲載申請書を提出しましたが、一度は掲載表示されたもののすぐに削除され、また説明後に再度掲載された後、また再度削除されており、それからはいまだに掲載されておりませんので、現状としては周知されていない状況が続いております。我々としましては、これまで利用されていた与根体育施設について維持管理する費用が確保できないことから、利用時間を制限せざるを得ない状況になったことについて、事実に基づいて市民へ正確に説明する必要があることから、削除された5月12日に、秘書広報課長に対してなぜ削除したのか確認したところ、市民に誤解を与える内容になつてるので、表現を和らげるような内容にできないかとの回答がありました。我々としては、利用制限をせざるを得ない状況について、事実を正確に説明する必要があることから、決して誤解を与える表現ではないと考えておりますが、削除した理由や根拠、またはどのような表現にすればいいのか等について文書にて照会しました。その後、秘書広報課からの申し出に基づき、一度協議しております、秘書広報課長からは口頭で回答したい旨が示され、説明文の中の市民に誤解を与える表現について調整したいとのことでしたが、我々は削除した経緯についても曖昧なこと、表現方法についても間違いないようにする必要性から、文書にて回答を求めており、回答期限の5月18日までに回答を求めたところです。その後も回答が得られないため、何回か回答を求めておりますが、いまだに回答を得られていないのが現状でございます。それによって、本来市民に説明、周知すべきことができない状況にあります。我々施設を管理している担当課としては、このような重大かつ異例の事案として市民へ説明する機会を与えられないことは大変残念であり、市民に対して非常に申し訳なく思っております。今回の重要かつ異例であります与根体育施設の管理費について、予算化されればこのような事案

	も全て解決ができると考えておりますので、委員の皆さんにおかれましてはいま一度今回の議案の重要性に鑑み、熟慮いただきますようよろしくお願ひいたします。以上です。
教育長	課長、この利用制限のこれも説明して。
生涯学習振興課長	すみません、付け加えましてもう1枚目の与根体育施設の利用制限について、先ほどから5月14日ですか、利用制限をかけた後の皆さんへ1件1件説明をしております。その中の主な団体からの声としてここに記載しております。その5月中の利用の予約があつた団体は、ここに書かれている10チームの皆さんです。その中には小学生のクラブチームもありまして、市内の子どもたちが大多数というチームもあります。やはり急な利用制限によって、市外に行かざるを得ない、探さなければならぬということが声としてあります。またその父母の送迎の負担も増えるということがございました。いろいろ対応に苦慮しているところと聞いております。またそのほかにも実際に長嶺小とか豊見城小学校の一般の利用もできますよということも含めて案内したところ、1つのチームから使用したいということで、実際にそこを学校と調整して、空いている時間を調整したんですが、本人たちが実際に使おうとしたところ、学校の規格とか、自分たちの思っているところと、使いづらいということで、実際には使われておりません。そのほか一番下のほうでは、それ以外にも問合せがございました。伊良波中学校サッカーチームは、メンバーが多くて学校では狭いので、今は料金を出してでも使いたいということがありました。ほかの市外のチームからもいろいろ問合せはあるということでございます。以上です。
教育長	ただいま利用制限等について課長より説明をいただきました。委員の皆さん、質問がありましたらどうぞ。下條委員、どうぞ。
下條委員	すみません。いろんな個々のストーリーを聞かせていただきましたけれども、その前に予算化されていないことを公の行政である長というんですか、そういう予算化されていないサービスを行っているということがとても気になっているんですけども。それは可能なんですか。システムが多分あるのかなと思うんですけども、ルールとかシステムとか。予算化されていないことをもちろんやりたいとか、継続とかいろいろあると思うんですけども、予算化されていないサービスで予約を取ったりとか、そういうことは役所は可能なんですか。普通は、あまり大学とかそういうところでは考えられないんですけども。やはり税金なので、しっかり予算化して、

	それから運営されるのが一般的な考え方かなと思うんです。先にサービスを提供してしまって、後でお金をくださいというのは、ちょっとどうなんだろう、ちょっと乱暴かなという感じがするんですね、一般常識で考えて。それは通常、こういった形を取られるんですか。
生涯学習振興課長	実は令和2年度までは、その管理費は予算化されていました、今のように外部に委託しまして管理をしてきております。3月の段階におきまして、当然令和3年度は予算の中には計上されていなかつたんですが、私たちはその条例が、廃止条例を3月に市議会に提案していますので、その廃止条例が可決されたならば、ここはもう使えなくなるわけです。だからその予算はなくてよかったです、それがこれまででも5回ですね、12月までに5回否決されてきた経緯もありますので、今回もどうなるのか分からぬといふことも私たちども想定はありましたので、財政部局には、仮にその3月議会で否決になった、同じように否決になった場合は条例は生きていることになるので、4月の段階で別の予算から流用をして、その管理費を予算化しまして、これまでと同じように管理していくこだといふことで、ずっと財政課とも調整てきて了解は得てきているつもりであります。それに基づいて、当然この条例があるということは、それは私たちもその条例どおりに使用していただくということは原則あると思います。それに基づいて4月1日に流用の申請をしてあるところで、それと同時に財政課も含めて調整しておりましたので、その現場も走らせながらということにしたところです。実際は、この流用が今保留の状態になっています。
下條委員	これってこちらにかけるよりも前に、財政課と教育部局でのやりとりは、ちゃんとシステムの手続を踏んでいる感じになっているんですか。今、どういう状況なのか。
生涯学習振興課長	システムというよりは、財政課への流用の手続になります。4月1日付で私たちは流用の手続をして、別の予算から一時的に流用をして管理費を生み出して、そこで管理をしていくという予定でやつてあるんですが、実際に10日過ぎぐらいですか、財政課長のほうから、今保留ということを伺ったので、その財政課長とも2、3回協議をして、それで答えもなかなか見つからないものですから、総務企画部長とまた協議をして、さらに市長、副市長とも協議をさせてもらいました。その中において、教育委員会の意向、方針について諮る必要があるということでご指摘を受けましたので、そ

	れで今回提案をしているところでございます。
下條委員	保留の理由とかがあるのかと思うんですけども、どうして保留になっているのか。今保留にある状況は、どうして保留になっているのか。
生涯学習振興課長	市長、副市長から、教育委員会の方針、今後どうする、例えば流用して管理をしていくという方針が決まれば、その上でまた協議をして、私は流用できるものだというふうには思っております。
教育長	ほかにありますか。
教育総務課長	補足させていただきたいと思います。これまで予算を説明のために令和2年度はずつと管理をしてきました。当然、その間にも廃止の条例は出されている。でも廃止されていない以上、借りる人がいらっしゃって、それに伴ってトイレの清掃、そういう事務を委託してやっていたんですが、その予算が今年度、去年度から予算要求しているんですが、廃止の方向性があるので予算案とこの議案とは一緒に出せない。ですから当初の予算案ではこの管理費が削られていたわけです。削られていたわけなんすけれども、3月にこの廃止議案が出されたんですが否決されまして、ということはまだ施設が残っている状態になっている。通常ですと、3月からずっと財政課から、否決されましたら調整をするということで進めていたところですが、4月に入りましたて市長のほうから、結論から申し上げると、教育委員会でこの施設の今後の在り様について検討、統一した意見を持った後でないと、その予算を流用する、ほかの予算から引っ張ってくることについて話を聞くことはできないということの話があったので、ここ2回程度、教育委員会のほうで議案として取り上げております。ご質問のとおり当然、本来は教育委員会で話合う案件ではございません。うちはそういうふうに認識をしております。しかしながら管理費がついていなくて、調整のためにはそれが条件だということで言われておりますので、それであえて今議案として審議をしていただいているというところであります。
教育長	ほかに質問ありますか。宮城委員、どうぞ。
宮城委員	その予算についてなんですが、令和2年の予算は幾らついていましたか。分からないので、教えてください。
生涯学習振興課長	すみません、持ち合わせていないんですが、今年度の予算は前年度と同様に出していますので、今年度予定としては約300万円です。
宮城委員	これは確認ですが、平成2年の予算と変わらないというふうに判断していいですか。

生涯学習振興課 長	はい、同額です。
教育長	ほかにありますか。
宮城委員	すみません、もう1つ教えてください。区画整理で道路がサッカーフィールドの中から通るという、その話はずっと継続していることかと思いますけれども、それは条例廃止が可決された後のことになるんですか。それともそれは関係なくもう道路はできるということなんでしょうか。分かりませんので、教えてください。
教育長	私のほうで説明しましょうか。この資料の裏のページをご覧いただくと分かると思いますが、この裏のページを見ると分かると思いますけれども、下のほうが今使っている体育施設の大きさです。これは約90メートルに68メートルのコートが取れる大きさです。道路が通ることによって、若干切れますので、残った土地でも残った箇所に90メートルの68メートルは設置可能な大きさが残ります。今回、これは教育委員会が決めることじゃなくて、議員提案としてそこまで含めて体育施設ですよという議決がされました。そしてかつて再議は行われませんでした。再議というのはこの議案に異議がある場合は、再議と言って再度議会の議決を求める内容になるんですけども、再議を行わなかつた結果として、これは条例が可決、成立了んです。4月14日時点でこの条例は告示されている、それは施行された。ですからそういう中で、今何が問題かと言いますと、管理費がついていないことによって担当課は今大変な思いをしているわけですね。その大変な思いというのは、管理費がないために、今利用制限をしました。9時から4時までしか開けません、開けることができないということになりました。ですからシルバーへの委託、200万円と100万円があるんですが、200万円の場合はシルバーへ委託して、夜間照明の点灯をしたりトイレの清掃をしたり、そして除草清掃の費用として100万円余りです。そういうふうな作業が全くなくなってしまったんですよ、流用が認められない関係で。それで今担当が困っているということがあつて、これまで何回か議論をしている状況です。ですからそれについては、いま一度教育委員会としてその予算についてどうするのかということを審議をしていただきたい。私のほうは、4月26日に審議を要さない抗告案件として出したんです。その思いは、そこまでやらなくても一定の理解を得られるだろうと思っていました。私自身は。ところがそれがなかなかうまくいかなかったので、次の段階で4月28日には議案とし

	<p>て出しました。議案というのは決議事項です。議決するのか、しないのかということです。そういうところになって継続審議、前回は継続審議ということで終わっています。ですからこの辺は、公共施設がきちんとある、公共施設が存在しているのを管理費がないということ自体が異常な事態だということを委員の皆さんにはご認識いただきたいと思います。</p> <p>どうぞ質問がありましたら。</p>
大城委員	今日、これから採決？
教育長	委員の了解が得られるんであれば、当然採決はしたいと思いますけれども、これはもうどうするかは私一人で決める話ではなくて、委員の皆さんのお意見を拝聴して、どうするかを決めることになるとは思います。大城委員、どうぞ。
大城委員	<p>たしかにこの前から話を聞いたら、職員も大変だと、市民も困っていると。伝わります、よく分かります。これをどうにかしないといけないという思いも強いです。しかしながらこんな難しいことなのかなと。私にすれば、大したことないんじゃないかなと思うんだけども。議会で6回も否決されて、大変な予算について、体育施設について複雑なものがあるのかなと思うんですけども。それで私は教育委員として、この会議委員の中だけじゃなくして、一般からも聞きたいということで、豊見城中学校も行こうと思って連絡したんだけども、調整不足で行けなかったんですけれども。サッカー部の会長から話を聞きたかったんですが。できなかつたんですが、市長にちょっと近づいてもらって聞きました。何で職員も困っているのにこの予算の流用ができるのかと。予算をつけてくれということで、流用だからすぐできるだろうと思ったらそうじゃなくて、市長が言うには条例に何か恣意があると。これは簡単にできないようなことだなと思ったんですけども。こういう難しい議案を教育委員に下駄投げられても困るなと思って。教育長が市長と話合いで決めてくれたら決まる問題じゃないかと私は思っているんだけども。そういう問題を我々にどうにかしてくれと言っても、非常に困っています。どうすればいいのか。保留もできないのか。私は、このことに関してはもう少し自分なりの勉強をして、例えば話を聞いて、ほかの学校関係、それからサッカー協会、それから現地も見て。お互いまた議員同士でも、教育委員同士でもちょっと勉強会みたいに話もしながら採決をしてほしいなと思っています。この場になると、何か責任というか、勉強不足な感じがするんですよね。だ</p>

	から採決はもう少し待ってほしいなど希望します。
教育長	<p>私のほうでちょっと答えていいですか。まず基本的な考え方になります。条例が存在しているのに管理費がつかないこと自体が異常だという認識をお願いします。これが事実です。2点目です。私が市長に会う必要があれば、ぜひお会いして要望をしたい。しかしそれは具体的に言いますと、実は国民文化祭2022、先ほど提案しましたけれども、この説明を市長に直接説明したいということで、少なくとも4回以上日程を入れています。その中で私が参加しなかったのが1回だけあるんですが、その1回のときだけ会合を持って、残り4回は全部外しています。ですからこういう状況があるんですよ。ですから大城委員が言うように、私が参加してやっていいんでしたら私はいつでもやります。ところがそういうことを外しておいて、今決まらないような状況があるので、私も仕方なく担当職員が困るので、仕方なくやっている。そしてもう1つは背景に何があったかということですよ。市長が教育委員の中で議論してくれと言ったことが背景なんですよ。ですから委員の皆さん方が、背景の中で、いや委員は、皆さんが管理費は必要ですよと決めれば、それで終わることなんですよ、私は堂々とそういう主張ができるわけなんですよ。皆さんが、委員が「管理費は必要ですよ、市長」ということを皆さんが決めて賛成していただければ、私は堂々と予算の要求ができます。そういうことをお願いしているわけです。ですからこれまで報告案件で意見交換もしました。しかしこれが進まなかつたので、やむなく議案として上げました。ですからこの辺はいま一度理解をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。</p>
教育総務課長	<p>補足させてください。教育長の当初の業務報告というのをご報告したと思います。その中で見ていただきたいんですが、5月17日市議会議員豊見城市立与根体育施設についてということで要請に来ていただいております。これは議会のほうでも、これは与党野党関係なく議長、副議長、全会派長が集まって、市長と教育長のところにいろいろなきさつがあることは理解するけれども、そこは置いておくとして、管理費については5月19日を目指につけていただきたいという要請をしているところです。この議論から申し上げると、議会も全体としてこの管理費については必要なものだと認識している中でこの要請があったということは、少し付け加えさせていただきたい。ご疑惑のところもあると思いますが、議会は予算をつけるべきであろうと、特別委員会の審議やその他の審議を踏まえた</p>

	上でこのような要請が出されていることも加味してご理解いただけたらと考えております。以上です。
教育長	<p>ほかにありますか。</p> <p>それともう1点言わせていただきたいと思うんです。5月7日に特別委員会がありました。ここにいらっしゃる議員の皆さん方は直接聞いていると思いますけれども。その中で副市長の発言として、教育委員会が決めたことだという内容です、これは管理費の問題です。教育委員会が決めたことだという発言がありました。ですからこの辺は、いま一度お考えいただけないかということで考えてます。ですから皆さんのお力を借りて、何とか管理費はしっかりとつけていきたい。先ほど教育総務課長が説明していましたように、議長、副議長、そしてそれぞれの与野党の会派の会長が教育委員会に来て、私のほうにも直接来ていました。そういうお願いをしている、これがどういうことなのか。どういう政治的な意味合いを持つのかということのご認識をお願いしたいと思います。そういう状態まで追い詰められている。私はやむなくそういう対応をしていますので、ご理解を願います。</p>
大城委員	副市長の発言に、教育委員が決めたと。
教育長	これは管理費の問題です。管理費の議論のときです。
備瀬委員	僕らが決定したと。
教育長	はい。これは5月7日の特別委員会の中で、教育委員会が決めたことだという発言をしています。ですからこの辺は皆さんもご理解を願いたいと私がお願いをしているのは……。
教育総務課長	今の教育長のご発言のところですけれども、私が記憶している限り、今ちょっと議事録が手元にございませんので、副市長としては、教育委員会において条例や予算やその他のことを見ながら勘案してご判断されることだと考えていますというようなご発言をされています。
教育長	すみません。じゃあ私のほうは訂正します。
教育総務課長	ということですので、教育委員会の判断、統一した判断が出て、そのご判断を受けて検討していくというようなご発言がありました。関連してありました。
教育長	ほかに質問がありますか。
備瀬委員	私も何か言わないといけないような状況ですけれども、正直言つてどう整理していいかよく分からなくて発言もできませんでした。この第18号の提案理由が、市長より教育委員会に諮る必要があるという指摘があることから議決を求めることがありますけれども、ちよつ

	<p>と私自身考えた場合に、何か大事なものを飛び越してから、もうすぐ管理費のほうに入ってきてるので、すぐに苦しいのは分かる、負担過重で疲弊しているのも分かる、つけなければいけないというのも分かります。でもそれだけでいいのかなと。もう少し整理整頓が必要ではないのかなと。例えばその1つのものに、ここに示されているサッカー協会の会長の文書も添付されていますけれども、与根体育施設に代わる新たなサッカー専用の施設を早急に整備するとかありますが、そのほかにもありますけれども、この野球場の一部が条例改正で面積が増えた。そこに場合によっては専用のサッカ一場をつくることも検討しているんでしょうとか。それとは別にして、新たに専用サッカ一場をつくろうということもあるのかどうか。この辺のもろもろを総合した上で、いろいろ整理整頓が必要じゃないのかと思います。管理費が必要なのはわかります。流用したいのも分かります。安易にそれだけですぐ僕らのほうは、いいですよと言えるような状況には、今はいのつかなと思います。あるいは組合の皆さんのが、やはりいろいろ総合教育会議から流れてきた資料を見る、教育委員会からの資料を見る、組合のほうはどういうふうに実際に考えているのか。もう我々は教育委員4人で、自分たちで協議をして、誰にも左右されずに、市長にも左右されずに自分たちで話し合いをして自分たちで直接話を聞いて、そういうのが先ではないのかと。それを整理整頓すると、おのずからこの予算の流用が必要である、必要でないという結論に達するのではないかと、私自身はそういうふうに考えて。急いでいるのは分かります。ちょっと一人の委員として、これでいいのかと悩んで、どうしやべっていいのか分からぬ、どう判断していいのか分からぬというのが状況です。私の正直な意見です。困っているのはよく分かります。</p>
大城委員	<p>私も言いたいことがあるんだけど、今回の資料で、事務局が市長に日程をつくってくれとお願いしているけれども、市長がなかなか取ってくれないという現状も分かりますが、やはり僕としては、やはり市長も一緒にになって教育総合会議で、本当に今回確認したらすぐできることじゃないかなと思うんですけども。ただ市長の日程調整がどうなるのか、これはあれだけれども。もう1回こういう話をしてから採決をしてほしいなと思います。難しいんですかね。</p>
教育長	<p>大城委員、大変恐縮なんですけれども。今、市長に直接確認する必要があるという話をしていましたけれども、私自身は、皆さんが5月19日かな、市長とお会いしているということを聞いています。</p>

	これは議員の皆さんから話がありました。ですからそういうお話をなさるんであれば、直接お会いしているわけですから、確認なさるべきではなかったのでしょうかね。
大城委員	話はしました、少し。自分が納得いくんじやなくて、聞きたいことは聞きました。市長の言い分としては、私が理解したのは、いつだったか日にちは覚えていないけれども。市長が言うには条例に恣意があると。だからこの条例をもう1回改正しないといけないというような話をしていたので、市長は市長なりの考えがあるんだなというふうに思ったんだけれども。
教育総務課長	すみません。条例に瑕疵があるということですか。というご発言があったわけですね。分かりました。瑕疵ですか、恣意ですか、どちらですか。恣意ってどういう。
大城委員	瑕疵です。
備瀬委員	どっちもどっちだから、我々はどう対応していいか分からぬ。
教育長	もともと議案に上げる予定もない、報告案件で終わる予定で。しかし市長が、教育委員と方向性を話合ってくださいよということが始まりなんですよ。私が言っているわけじゃないんですよ。私はそれを受けて、じゃあそういうことだったらやりましょうということで始まったのが、今回の始まりですよ。この辺は誤解のないように。私のほうから言ったわけではないです。
大城委員	それは分かるんだけれども。現状は市民が困る、職員が困る。あちこち困っているのをどうにか耕していくかいいといけないんだけれども。じゃあ予算がつければみんな万事解決かと。自分自身がまだ納得いかないところがあって、私も採決となると、分かりましたとは言いにくくな。
宮城委員	前回の委員会でも話をしたことと少し重なるところがありますが、確かに教育委員を受けて、もう1年以上たちました。その中でいろんな話し合いを進めてきた1つにこの問題があるのかなと思っています。難しいこともたくさんあることも確かに理解しています。そんな中で、先ほど私が予算は幾らですかと質問したこととも関係してきますし、それから先ほど道路がサッカー場の中にできるというのは、条例廃止が可決した後のことなんですかという質問をたしかさっきしたと思うんですけども、それについては少しほやけていたのかなと思っています。そこら辺も含めて、一教育委員として、私たちの肩にのしかかっているのは確かに大きいなと思っているのも事実です。ただ難しい判断になるのか、先ほどから教育長

	がおっしゃっている、この条例がある以上はというところに行くのか。そこら辺、私の中でも明確な意見というのは今のところ発言できません。よく分からぬといいうのが実情です。そんな中で、実際に今現在走っている中で予算が必要である、この流用がどういうことを意味するかというのも、申し訳ありませんがよく私は理解しておりません。ただどうしてもここを運営していく中で必要であるというのであれば、その予算化も必要なのかなというのが少しよぎるのも事実です。先ほどの話になりますけれども、サッカー場の中に道をつくるというのが、どういう流れでいつ行われることになるのかということも、大きな事業の一環ですよね、これって。それも今年決まったという事業でもないようなので、その事業がどのように進んでいくかというところも、正直言って分からぬことなので、そういうもろもろのことはまた審議と言いますか、話し合う必要は今後もあるかと思っています。理解できないところもあるので。しかし先ほどお話ししたように、それが必要なのかというところも、少しあることは事実だということをお伝えする必要があるだろうと今思っています。でも腑に落ちないとか、理解できないことが、これまでの長い間教育委員会でいろんな審議をして、議会に提出をしてという流れの中で、やっぱりいろいろ聞けば聞くほど分からぬことがたくさんあり過ぎて理解できない部分というか、これまで全く見ていない部分というか、そこら辺の部分もあって、正直困惑しているというのが事実ではあります。ですからもっと話し合いを進めるべき、必要なときがあれば、またその必要性も今後考えていくことなのかなと思っています。
教育長	ほかにありますか。
下條委員	私はちょっと、もちろん今サッカーの方がお困りであるということは存じ上げていますし、何かしら対応しないといけないのかなというはあるんですけども。普通に税金を払っている一市民としても、予算にないことを、サービスを提供して後でというのは、やはりちょっとこの形が前提とか、先例とかになることがすごく不安というか、そういうのが本当に行われていいのかなというのが、私の中ではすごく疑問なんですね。これは予算にないサービスをそもそも提供しているということが、そこに公共施設がある。であれば先に予算がついているべきであったはずですね。管理運営する。それがないのにサービスを提供しているということがちょっと……。
教育長	それはちょっと違います。サービスは提供していません。

下條委員	違います？ 管理運営されていないんですか。
教育長	されていません。
下條委員	ではお金は流用しないでいいんですか。
教育長	流用しようとしてやっています。
下條委員	まだじゃあやっていないんですね。予算がないとできないですね。
教育長	できません。
下條委員	今やっていることに対するお金をどうしようかという話ではないんですね。
教育長	予算を確保したいということでの内容なんです。
教育総務課長	この件につきましては、こちらの認識としては基本的に与根体育施設は公の施設と言われている施設です。この設置は自治法上議会の議決を経て条例のほうで設置をすることになっています。これは当然場所だとか目的だとか、その利用の範囲だとか時間が定まっております。それは議決を経て条例がある以上、行政は行政サービスを提供する義務があります。当然、それに従ってですね。当然、それに従って通常は予算をつけるという形が通例だと思っています。しかしながら今回、この土地が区画整理法上の区画整理地になっていることで、市長の方針としての廃止のところと、議会の意志としての存続というところが、今狭間に落ちていることで管理費がついていないということになっておりますが、これはない状態でサービスを提供することが異常ではなくて、本来は公の施設があるわけですから、そこはサービスを提供するのが義務なんですが、それにつく財政的な裏付けがないと。それについて措置を要求しているけれども、そのことについてこれまでの狭間に落ちている議論から、教育委員会のほうで話し合ってほしいということになっているので、何かないサービスを提供して後から予算を要求しているわけではなくて、これまでずっと要求して、去年度もついていて、厳然としてあるものについて、今管理運営費がついていないので、直接職員がその管理をしていて、本来は夜間を開けたりだとか、現実的に残業代の絡みや働き方改革の絡みの中でできないという状況があつて、そこで非常に困っていると。その中で予算措置を求めているのですが、予算の流用を認めてもらうには教育委員会で話し合った後にしか、この流用についての決裁はテーブルに乗れませんという話があったので、今日の議論になつていると理解をしていただきたいと思います。

教育長	どうします。議案については、委員の皆さん方が決められることなので、採決しますか、継続審議にしますか。この辺については委員の皆さん方が決めることですので。ただいつまでも、私の思いだけ述べさせてください。いつまでもそれを引き延ばしすることはできないと思っています。私自身は。なぜなら現場が困っている。そして何よりも一番大切な市民サービスが滞っている。この市民サービスが滞っていることについて、私は非常に危惧しています。大変心を痛めています。施設があるのに市民サービスを提供できない、この辛さを皆さんにはご理解願いたい。そういう意味で、今日は決められないというんであればそれはそれでいいでしょう。しかし長い間、次をどうするかも決めないでそれを引っ張ることは、委員としてはよくないと思いますので、それをご理解願いたいと考えています。
教育総務課長	念のため確認をさせてください。委員会の会議規則の第17条で採決という状況がございます。第17条、教育長は論旨が尽きたと認めたときは、会議に諮って採決しなければならないということです。次の第2項で、採決は教育長が異議の部分を会議に諮って行う。ただし教育長が必要であると認めたときは会議に諮って決め、また記名または無記名の投票によって採決することができると。平たく言いますと、基本的に論旨が尽きてこれ以上の意見はないという段階で採決をするということが基本的には原則になっているところです。一応条項の確認だけです。
教育長	どうですか。これまで私は教育委員は合議制なので、私自身は論旨が尽きるまで、あるいは全員の合意が得られるまで議論をしていくというのが、これまでの私の基本的な教育委員の運営の在り方です。ですからこれまで論旨が尽きるということはありますが、これまでできるだけ採決はしない方向で議論を進めてきたというのも事実です。しかし私の思いとしては、これ以上延びていくと現場も大変、市民サービスも滞る、そういう中では批判に耐えきれない。私は教育長として市民の批判に耐えきれないというのが、私が出した結論です。ですから今日採決は控えてほしいというのであれば、それはそれで構いません。しかしながら早い時期に採決をする方向もあるのかと思っていますので、皆さんの意見を聞いて、拝聴してどうするのかを決めたいと思います。大城委員、どうぞ。
大城委員	これまで私、言いたいことを言ってきたんだけれども。この採決を長引かしてはいかんだろうなというのも分かります。でも自分

	自身が納得して採決に臨みたいと思っています。だから市長と少し話をしたんだが、まだ自分自身まだ納得いかないものだから、ぜひ総合会議を持ってもらいたいと。会議も市長が日程調整が難しいと言っているんだけれども、総合会議を持って、みんなで納得するような意見で、みんなというのは教育委員ですよ。教育委員が納得した上で採決をしてほしいなど。要望します。
教育総務課長	総合教育会議につきましては、今日実は午前中もですね、今日午後教育委員会がございますので、総合教育会議をどうなさるおつもりかということで総務部長、総務課長に確認をいたしました。お二人は依然として「開催の可否も含めて調整中。」であるということで、これはどの程度の調整で何が支障になっているのかということも含めて確認をいたしましたが、1つは総務課長のほうからは「さきの今回開催を求めることになった議事録を一字一句確認したい」というご発言や、「それでは議事録について、それが確認できるまでは開催できないということですか」と、「そういうことではない」ということではありました、「検討というのはどのような検討ですか。」ということをも含めて、「説明があれば説明します。」ということをお伝えしましたが、「検討中は検討中である。」ということでお答えがいただけませんでした。やはり少し食い下がって、いつ頃ということも含めて聞きたかったんですが、「私どもがこれは招集するものではない、市長が招集するものだ」とおっしゃっておりましたので、「そうですか、これは総務部長も同様のお考えですか」ということを確認した上で「そうだ」ということでしたので、「分かりました」ということで帰ってまいりました。現状から言うと、今いつ開けるかも含めて見えていない状況でありますので、大城委員には申し訳ないと思っているところです。
教育長	6ページ、このつけた部分はですね、私たちは担当職員は相当努力をしているんですね。ぜひ開催して、直接お聞きしたいということであればそれに応えたいということで、このような対応までやっています。この辺については、職員の努力についてはご理解を願いたいと思います。
大城委員	この辺はよく分かりますという感じです。よくやっているなと思います。でも市長はなぜ教育会議をすぐできないのか。それほど忙しいのかなと思って。
教育長	忙しいのは事実ですので、それは否定はできません。
教育総務課	お忙しいところだということは理解はしているところでありま

長	す。ただこれ先立って、実は年度末も総合教育会議を開いてほしいと、予算に関わることについては調整が必要だろうということで開催を求めてはいましたが、度重なる延期を重ねた上、結局開催に至らなかつた経緯もございますので、そこも踏まえて考えますとかなり情勢としては厳しい現状であるというふうに、調整課としては考えているところです。
備瀬委員	市長より教育委員会に諮る必要があるとの指摘があることから議決を諮る必要があると市長が言ったんだったら、議決が必要なのかなと思ったりはするんだけれども。とにかくよく分からないというのが結論ですよね。もう教育委員外からたくさん聞いてもなるほどなど、また市長から聞いた総合会議も含めて聞いたら、何か瑕疵があるのと。何を基にして最終的な理解に至るのと考えたときに、やはりまだまだ結論にはちょっと遠いのかなって。ただどうしていいか分からないというのが私自身、さっきからこんなして何がいいんだろうなって、悩んでいるところであります。だから今、正直言って賛成か反対か言わされたら、ちょっと困るなというのがあります。
教育長	ちょっと私のほうからいま一度説明させてください。議会の事前説明会の中で、教育委員会の実績に瑕疵があった発言は市長からありました。具体的にどういう瑕疵があるんだろうなということで、私自身も非常に興味深く思っています。しかしながらも私の知り得る限りでは瑕疵があるとは思えない。これを申し上げておきたいと思います。なぜなら議員提案で議決された、新たな議決がされたわけですよ。そして再議をすることなくこのまま告示され成立した。ですからそれは行政財産としてその範囲が存在する。その手続を行うべきときに再議を行わなかったことで、これは告示して成立したんです。ですから多少の細かい内容は仮にあったとしても、これが瑕疵があつて無効になるようなことは、基本的にはあり得ないというのが、私も長い間行政マンでしたので、一定の法令事項も確認をしています。これについては、いま一度担当のほうに照会をかけたいと思います。どういう瑕疵があるのか、それも含めてこれは照会させてください。その上でまた。
備瀬委員	教育長が聞くのですか。何が正しくて何が正しくないか。言われても苦しいですので。
教育長	今日はもうそれは決めないという方向で、継続審議を、また継続という形での希望だと思うんですが、そういう方向でいいですか。

	ただ私が言いましたように、じゃあいつ決めるんですか。私、すみません。今の状況で管理費が組めないということが、先ほど言いましたように市民へのサービスが滞っている、そのことについて私は長い間行政マンですから、非常に心が痛い。そういう思いを皆さんには理解をしていただきたい。そういう意味で早めの結論は必要だと考えているんですが、いかがですか。
備瀬委員	正直言って、だからといって今すぐというのは難しいと思います。
教育長	じゃあ今日は継続審議ということで。すみません、私からお願いたいのは、継続審議を決めることについては異議は、もう分かりました。しかしこういう議案に対して決めて進むのかということについてまで。いつまでも曖昧では、先ほど言いましたように市民に対して私自身は非常に申し訳ないという思いがあります。そういうことを考えると早めに決めたいと思っています。
大城委員	私も早めに決めないといけないというのは同じです。だから早く市長に教育総合会議の場をつくってほしいということをお願いしてほしいと。
教育長	大城委員、申し訳ないんですけども、先ほど提案したように、これだけの取組を担当職員はやっているんですよ。ですからこれ以上、私に担当職員に、なおお前たち調整やれって、すみませんけれども私自身はもう、職員にはよく頑張ったなと、これまでいろいろあっても、そういう対応を頑張ってくれたなという思いで、私自身はそう思っているので、ちょっと厳しいと思います。私自身は、これ以上のことを職員には求めたくない。これはご理解願いたいと思います。委員の皆さんがある程度理解してもらいたいと、今日は継続という形で終わらせていいということであれば、私自身も継続でいくので構いません。しかしながらも、すみませんけれども次の会議をどういうふうに決める、次というのは早い時期に私は決めたいんですよ。ですからこの辺は連絡していいですか。次というと1か月後の定例教育委員会では、とんでもないけれどもこれ以上疲弊させることは……。
教育総務課長	予定では、6月定例後の28日月曜日になっております。6月28日になっておりますが、今のお話からいうと、次、どれぐらいの早さで行くかというと、今月で言うと28日が最短かなと。場所とかそういうことを考えると28日午前、教育長、それが事務局として準備できる一番早い日程です。
教育長	6月議会が始まると我々が対応できなくなってしまうので、早め

	の対応をお願いしたいなと思いますが、いかがですか。
委員	厳しい……。
教育長	4名揃った日程で……。
下條委員	5月31日は、備瀬委員が無理であれば別の日にしていただけたらなと思います。4人が揃ったほうがいいのかなと思うので、5月31日は無理なので別の日にお願いしたいです。このときに採決されるんですか。
教育長	次は採決したいなと思います。これ以上延ばすわけにはいかないので、結論がどうなろうとも、やはり結論を出すというのも大事かなと思います。
大城委員	こういう重要な案件と言っていいのか分からぬいが、4名揃ったとき……。
備瀬委員	5月31日で調整してみたいと思います。自信はないけれど……。
教育長	じゃあ申し訳ありませんが、5月31日で備瀬委員が調整してもらうということでおろしいでしょうか。
下條委員	調整できない場合もありますよね。
教育長	はい。そのときは、ご連絡を入れるということで……。
下條委員	私も確認しないと分からぬいです。
教育総務課長	教育長。とりあえず5月31日で検討ということでよろしいですね。
教育長	はい。
教育総務課長	それでは、お返事をいただいたうえで調整ということでよろしいですね。分かりました。場所については調整が必要になりますのでよろしくお願ひします。
教育総務課総務班長	すみません。事務局のほうからその他で、来月の定例教育委員会につきましては、どうしても6月は市議会の議会がありますので、その終わった後に開催したいと思いますので、6月28日月曜日のほうで予定したいと思いますが、ご都合のほうはいかがでしょうか。午後を予定しております。13時30分からということです。この日は、定例教育委員会につきましては議会の一般質問の報告等が入ってきますので、長時間になるかということもありますので、13時30分からということでお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。では6月28日ということで日程を組みたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。
教育長	以上をもちまして、定例教育委員会を終わります。大変ご苦労さまでした。

(署名欄)

教育長 照屋堅二

教育委員 下條満代